



留寿都村

# 議会だより



留寿都小学校5年生議会傍聴

平成26年第3回定例会（一般質問・審議状況）……………	2～4
平成26年第4回臨時会（審議状況）……………	4
所管事務調査の報告……………	4
第3回定例会、第4回臨時会審議結果……………	5～7
まるで議会のように鋭い質問がありました……………	7
議会に請願・陳情をされる方のために……………	7
統合型リゾート（IR）に係る取組の推進について……………	8
議会日誌、編集後記……………	8

平成26年11月20日

No. 141

# 平成26年第3回定例会

平成26年第3回定例会は、9月24日に開会され、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、2名の議員が一般質問を行ったあと、専決処分の承認1件、条例の一部改正4件、平成25年度各会計歳入歳出決算を決算特別委員会に付託7件、補正予算3件、規約の変更1件、人事案件2件、意見書1件を議了し閉会しました。

## 一般質問

第三回定例会では2名の議員が一般質問を行いました。

### 公営住宅について

#### 堤富佐代議員（質問）

平成二十三年第四回定例会で住宅政策の推進について一般質問しました。その中で平成二十一年度に公営住宅等長寿命化計画の策定が義務付けられ、平成二十五年度に計画を策定、策定から三年後に建設が可能になるという答えをいただきました。

本年六月の議員協議会で「留寿都村住宅基本計画及び公営住宅等長寿命化計画」の概要版の提出と説明を受け、平成二十八年度に八戸、平成三十一年度に八戸の建替計画があることを確認しました。

住民アンケートから見えてくるニーズが反映された住宅となることが望まれます。長く留寿都村で暮らせるよう、サービスクラス向け住宅や単身者向け住宅の整備も必要ではと考えますが、平成二十七年から設計に入るにあたり、公営住宅に対してどのような考え方を持って臨むのか伺いたいと思います。

#### 場合村長（答弁）

村営住宅につきましては、本村の住宅政策の基盤となること

から、今後の需要に対応するため、老朽化した住宅の建替事業や修繕事業を計画的に進めて参る考えであります。

昨年度「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、今後十年間の村営住宅の管理戸数について、現状の一四一戸を維持しつつ、国の交付金を活用して、平成二十七年に実施設計を行い、平成二十八年度に八戸を建設する計画でございます。

住宅基本計画策定の際、高齢者からのアンケートでは、「緊急時対応や生活相談などのサービスが受けられる公営住宅等（シルバーハウジング）」の建設の希望もありました。

シルバーハウジングは、高齢者向けのバリアフリー設計を施し、緊急通報装置が設置され、「ライフサポートアドバイザー」と呼ばれます入居者の相談にのったり、あるいは安否確認や緊急時の対応を行ういわゆる生活援助員が、三十戸に概ね一人が配置されることになっております。

本村としましては、現在入居の用途となっております一般者向けの2LDKで建替えること

とし、入居する高齢者等が福祉サービスを必要とする場合は、デイサービスなどの既存の福祉サービスで対応可能と考えています。

また、建設にあたりましては、

設計・設備の面で障がいのある方等の今後の利用に配慮し、加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様とすることを考えているところでございます。

### 人口増加・住宅不足問題について

#### 山下茂議員（質問）

留寿都村の住宅問題ですが、公営住宅の入居募集をすると、毎回たくさんの方の応募があり、本村に住みたい方たちの希望が叶えられない状態です。

前村政の時より平成二十七年に公営住宅を建替える計画がありますが、本村は公営住宅を一四一戸より増やすことが出来ないという状況です。

今までは新築すると古い住宅を解体処分していますが、その住宅を民間に売却するとか、リフォームして借家として再利用することを考えてはいかががでしょうか。これは教職員住宅も同じです。そうすると解体する戸数以上の人口増加につながると思えます。企業誘致を考えると現在の、住宅が足りません。

民間アパート建設に対する助成や入居費助成なども必要です。また、低所得者を入居対象としている公営住宅だけでなく、誰でもが入居できる住宅も必要ではないでしょうか。

#### 場合村長（答弁）

住宅の確保は定住人口の増加につながります。住宅不足は早急に考える問題だと思えます。村長の考えをお聞きしたい。

人口増加と住宅不足についてのお尋ねでございますけれども、本村の定住人口に関し、住宅対策が重要な課題であるということとを、私としても強く認識いたしているところであります。村営住宅の建替えに際して、古い住宅を解体処分せずに、借家として再利用する方策を検討できないかということでございますけれども、本村におきましては、従来から新しい村営住宅を建設後、古い住宅が空いた時点で取り壊しを行って参りました。今後の村営住宅の建替事業におきましては、村営住宅を他の用途に転用することに伴う、国の交付金制度との関連など、制度面での課題整理を図りながら、再活用すべきかどうかも含めまして検討を進めて参りたいと考えております。

こうした課題の検討とともに、「公営住宅等長寿命化計画」及び、「この計画と一体であります」「住生活基本計画」の実施計画的な位置付けになる事業としまして、民間アパート建設に対する助成事業など、企業誘致や定住促進につながる住宅政策について、平成二十七年から実施するという方針のもとで検討を致しているところでございます。

第一点目は、村営住宅政策の課題の一つであります。低所得世帯が入居しやすい環境を整えるために、入居後に高所得となった世帯が、村営住宅から移り住む、「受皿となる住宅」を確保する事業であります。これは同時に村営住宅の入居基準を超える高所得世帯が、村内への定住を希望する際の「受皿」の役割も担う事業であります。

本事業の枠組みにつきまして、村が直営で実施する方法ではなく、民間事業者を募集し、建設費用の一部補助によって、共同賃貸住宅建設を促進するという考え方でございまして、「子育て世代が生活を続けられる住宅環境」を確保する観点からも現在、事業要綱などの詳細について検討しているところでございます。

二点目は、老朽化が進んでいる教職員住宅対策になりますけれども、民間の共同賃貸住宅の建設を促進する事業の枠組みに沿ったかたちを基本とし、当面昭和四十七年度から昭和五十二

年度に建設した、五棟九戸を優先的に、建設年度が古い教職員住宅から順次、対応する方針で検討しております。

三点目は、今後の企業誘致や移住・定住を積極的に進める対策となりますけれども、働く所があつても住む所がなければ、定住につながるのには当然のことであり、この対策は早急に進めるべき課題であります。

そこで、企業誘致対策によつて、今後、村内への進出企業が現れた場合、あるいは地元企業などが、事業の拡大等にもなつて、事業所で雇用する職員を確保するために、新規に一定規模以上の共同住宅あるいは職員寮等を建設する際の支援策として、その費用の一部を補助する等の事業を創設することにつきまして、検討しているところでございます。これらの事業実施に際しましては、総合計画や過疎計画などの各種計画や、財政面での調整も図りながら、来年度以降、実施可能な事業から順次、実施して参る所存でありますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。

**山下茂議員 (再質問)**

検討という言葉を使つていただいて前向きに捉えているということでもよろしいですね。

**場合谷村長 (再答弁)**

前向きに考えているということとお捉え願えればと思つてお

ります。

**村営牧場について**

**山下茂議員 (質問)**

今後の村営牧場のあり方をどう考えているのかお聞きしたい。現在、数頭の牛が放牧されていますが、今後、増える要素があるのか。それとも他の使用目的があるのか。観光と農業の振興に結びつく有効なアイデアはないのか村長の考えをお聞きしたい。

**場合谷村長 (答弁)**

今後の村営牧場のあり方についてでございますが、現在、本村の家畜放牧事業としての利用の他に、牧場としての本来の目的に支障のない範囲で、夏季間は特定法人貸付事業による羊の放牧地として、また冬季間は農地の一時転用によるスキー場用地として、加森観光株式会社の使用を許可してございます。

牧場は農地ですので、農地を農地以外又は採草放牧地以外にする場合は、農地法の規定がありまして、事前に農林水産大臣等の許可を受ける農地転用の手続きを行わなければならないこととなっております。これは、農地の確保と非農業的土地利用との調整を図つて、かつ計画的な土地利用を確保するという観

整備し、それを見極めていききたいと考えております。

**山下茂議員 (再質問)**

牧場は、農地法とあるかと思うのですが、草地を更新していい。普通に牛を飼うのなら五年に一回とか、今年は五十万円程の予算を付けて一部それをやったようですが、それは今後、増やしていくのでしょうか。牧草に見えるんですけど、ほぼ牧草ではないんです。牛の食べる物が生えていないということ。ただ青いだけ、見た目はいいのですが。農地を替えれと言っているわけではないのです。農地にするなら農地らしく維持管理をしてくださいということ。他の転用を考えていないのなら。

放牧頭数が減少するというのも分かります。加森観光に貸しているものをどういう状態で貸しているのか、今の牧草をそのまま食べてくれているのか。それとも加森観光でその牧草を自分たちで更新しているのか、その辺はどうなんでしょうか。

**場合谷村長 (再答弁)**

加森観光の使用部分につきましては、羊なものですから、割と粗食な動物とあつて、加森観光が維持管理しているということでもあります。

それ以外につきましては、来年度も牧草の掃除刈りとか除草剤散布などを行つて牧草の質を

点から、具体的な土地利用計画を伴わない農地取得は認めないということによるものでございます。

今後の放牧頭数がどうなるのかというお話ですが、本村の牛の飼養農家が平成二十年から一戸の減、飼養頭数が四十三頭の減となっておりますように、放牧頭数につきましては、現状維持ないしは減少していくものと思われまふ。しかしながら、依然一部の飼養農家については、村営牧場、公共牧場への入牧要望が強く、飼養農家の協力のもと牧場の長寿命化を図つて、利用を維持しているのが現状でございます。

牧場は農地でありますので使用目的が限られております。加森観光株式会社への貸付の他には採草地としての活用が考えられますが、村営牧場は急傾斜地が多く、採草地にはあまり向いておりません。このようなことから、牧場としての有効利用を維持していくために、本年度より牧草の掃除刈り、除草剤散布などを行つて牧草の質を高める手立てを講じているところでございます。

今後は、現状分析を行つたうえで、合理的、安定的な活用を

高める手立てを講じてまいりた

### 審議状況

第四回臨時会における主な質疑応答をお知らせします。

#### 工事請負契約の締結

〔(仮称)るすつ子どもセンター給湯、太陽集熱、暖房及び換気設備工事〕

#### (坂庭進議員)

入札の結果ということで、落札の金額と契約の相手方が示されましたが、何社での入札だったのかお聞かせください。

#### (佐々木住民福祉課長)

七社を指名しています。業者名を申し上げますが、喜茂別町梅澤設備工業、札幌市恒完工業(株)、岩内町(株)進栄、そして、請負業者である藤井・北海・高橋JVです。それから倶知安町本田興業(株)、小樽市(株)丸コ組、倶知安町(株)リビング梅田の七社であります。(坂庭進議員)

課長から七社の入札の結果、落札した業者について分かりましたけれども、落札金額が一億四千七百七十四万四千円ですかあと資料もないからああそうですかというしかないのかなと思うんですけれども、ちよっと、それでは議会に対して説明不足かなという気がするのですけれど

いと考えている次第であります。

どもいかなるものでしょうか。(佐々木住民福祉課長)

工事請負契約の議決につきまして、は、こういう形になります。が、本来、予算審議等での部分は説明した上での結果であるので、説明は終わっているつもりであります。

#### 〈議会・ひとくちメモ〉

「契約議決」とは、地方公共団体が行う一定の契約について、あらかじめ議会が同意を与えることです。契約を締結することは、執行機関の権限に属しますが、財政運営等に大きな影響を与える契約については、議会にも検討の機会を与えるとの見地から例外的に議会の議決事件に属するものとして扱います。

工事請負契約に関する議案には、契約の目的、方法、金額、相手方等を明記すれば良いことになっていきます。

第三回定例会における主な質疑応答をお知らせします。

平成二十六年留寿都村一般会計補正予算(第二号)

(堤富佐代議員)

農林水産業費の消耗品費の五十七万一千円ですけれども、鹿が暴れて大破したので、ワナを新しくするというですけれども、また来年度以降も同じようなことが起きると想定されるのであれば、別な方法も考えたほうがいいのではないかと思っています。ですが、いかがでしょうか。(西原産業課長)

この金額の中には、ワナだけではなく太めのワイヤーの経費を含めており、改良を加えて壊れないかたちで設置していきたいと思っております。来年度以降もということですが、この効果を見て、増やしていくなどして被害を少なくしていきたいと考えております。

### 所管事務調査の報告

#### 【産業・建設常任委員会】

#### ●調査日

九月十二日(金)

#### ●出席委員

委員長 本田 広司  
副委員長 辻 憲一  
委員 中村 裕明

#### ●調査事項

・水道施設調査  
黒田第一取水、黒田第二取水及び黒田浄水場を視察し、施設の改修内容について説明を受けた。

・村道現況調査  
「北町地区新設村道」の工

#### ▲村道五ノ原三豊線法面崩落改修工事現場



事状況の確認と道の駅駐車場及び周辺道路の雨水の集水状況の確認。  
「留寿都北四線」の法面崩落箇所の確認。  
その他  
・「村道五ノ原三豊線」「西ノ原第一林道」の法面補修工事状況の確認。

#### 【総務・民生常任委員会】

#### ●調査日

十月八日(水)

#### ●出席委員

委員長 堤 富佐代  
副委員長 藤田 成穂  
委員 坂庭 進  
委員 山下 茂  
委員 西岡 実

#### ●調査事項

・遊休施設対策について  
「旧三ノ原小学校」「黒田芸術文化センター」「旧登小學校体育館(郷土資料保管庫)」の管理状況、使用予定(利用照会)等について説明を受け、その後、現状把握のため視察。

# 議会を傍聴してみませんか

## 議会は公開が原則です



## 【第3回定例会（9月24日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
報告第1号	平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について	原案報告
議案第1号	専決処分の承認【平成26年度留寿都村一般会計補正予算（第2号）】 予算現額に232万円を追加し、予算総額31億8,018万5千円となりました。 ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）…………… 232万円追加 ・歳出 林業振興費（西ノ原第一林道法面補修工事）…………… 232万円追加	原案承認
議案第2号	留寿都村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 「母子及び寡婦福祉法」の一部改正が行われ、父子家庭に対する支援の拡充がされたことから法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことにより、一部改正を行うもの。	原案可決
議案第3号	留寿都村高齢者生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 国庫補助金に係る財産処分（転用）が整い、国の要綱による制約が外れることとなったことから、所要の改正を行うもの。	原案可決
議案第4号	留寿都村村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことにより、所要の改正を行うもの。	原案可決
議案第5号	留寿都村公園条例の一部を改正する条例 ルスツふるさと公園に、ドッグランとマウンテンバイクコースが設置され付帯施設として加えることから一部改正を行うもの。	原案可決
議案第6号	平成26年度留寿都村一般会計補正予算（第3号） 予算現額に1,556万1千円を追加し、予算総額31億9,574万6千円となりました。 ・歳入 村民税（現年課税分）…………… 670万円追加 地方交付税（普通交付税）…………… 1,186万7千円減額 国庫補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ほか） ……………… 3,275万円追加 道補助金（北海道森林整備加速化・林業再生事業補助金補助金ほか） ……………… 3,599万8千円追加 基金繰入金（財政調整基金繰入金）…………… 6,858万1千円減額 繰越金（前年度繰越金）…………… 9,760万円追加 雑入（再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金ほか） ……………… 2,098万8千円減額 村債（（仮称）るすつ子どもセンター整備事業債ほか）… 5,605万1千円追加 ・歳出 総務管理費（個人情報フィルム管理システム整備等業務委託ほか） ……………… 390万2千円追加 社会福祉費（養育医療給付事業国庫負担金返還金）…………… 70万円追加 児童福祉費（普通旅費ほか）…………… 66万5千円追加 保健衛生費（医薬材料費ほか）…………… 23万5千円追加 農業委員会費（農地情報システム（農地台帳システム）整備業務委託） ……………… 96万2千円追加 林業振興費（森林整備地域活動支援交付金ほか）…………… 65万1千円追加 観光費（北海道・アジア交流促進事業負担金）…………… 108万円追加 道路維持費（村道泉川旭野線登橋床版補修工事実施設計業務委託ほか） ……………… 200万円減額	原案可決

	道路維持費（村道留寿都北四線流末施設補修工事ほか） …………… 732万7千円追加 公共下水道費（公共下水道事業特別会計繰出金）…………… 145万8千円追加 学校管理費（修繕料）…………… 20万9千円追加 教育振興費（要保護及び準要保護生徒就学援助費）…………… 20万5千円追加 寄宿舍費（留寿都高等学校寄宿舍厨房排気ダクトファン取替工事） …………… 69万5千円追加 公民館費（備品購入費ほか）…………… 10万2千円追加	
議案第7号	平成26年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 予算現額に408万9千円を追加し、予算総額7,893万6千円となりました。 ・歳入 繰入金（簡易水道事業基金繰入金）……………408万9千円追加 ・歳出 維持修繕費（南一線地区及び北四線地区配水管移設工事）…348万9千円追加 予備費…………… 60万円追加	原案可決
議案第8号	平成26年度留寿都村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 予算現額に145万8千円を追加し、予算総額1億3,837万円となりました。 ・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）…………… 145万8千円追加 ・歳出 一般管理費（留寿都村特定環境保全公共下水道事業変更認可申請書作成業務委託）…………… 145万8千円追加	原案可決
議案第9号	平成25年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定	
議案第10号	平成25年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第11号	平成25年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第12号	平成25年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第13号	平成25年度留寿都村特別養護老人ホーム等運営事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第14号	平成25年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第15号	平成25年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定 平成25年度の各会計の歳入歳出決算については、決算特別委員会を設置のうえ審査を付託しました。 （委員長：松井幸雄副議長、副委員長：堤富佐代議員）	
議案第16号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更	原案可決
議案第17号	教育委員会委員の任命について 森喜代巳氏を教育委員会委員として任命することに同意するもの。	原案同意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について 清水孝彦氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の意見を求めるもの。	原案可決

議案	意見書（主な内容）	結果
議案第1号	◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれに代わる恒久的な支援制度を創設するなど、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保することを求めるもの。	原案可決

\*意見書については、原案どおり可決し関係機関に提出しました。

## 【第4回臨時会（8月22日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	工事請負契約の締結 【(仮称)るすつ子どもセンター給湯、太陽集熱、暖房及び換気設備工事】	原案可決

## まるで議会のように鋭い質問がありました！

9月24日開催の第3回留寿都村議会定例会に留寿都小学校5年生が傍聴に来てくれました。傍聴時間は授業時間の関係もあり短い時間でしたが、その後、日を改めて議会に関する勉強のために再度、議会に来てくれました。児童が考えた計15問の質問に対して、議会事務局から説明させていただきました。

主なものを紹介します。

Q どのように話し合っ、決めているのですか？

A 村長が、住民の皆さんの意見や要望を聞いたり、職員と考えたこと（「政策」とか「施策」といいます。例えば、「学校を新しくしたい。そのためにはこれくらいのお金がかかります。」というようなこと。）を議会に説明して、それについて、議員から色々質問を受けたりしながら、最終的には「表決（賛成か反対かを聞くこと）」して決めます。

Q 議会中の決まりごとなどは、あるのですか？

A たくさんあります。例えば、発言したい人は、手を挙げて議長に発言の許可を求めてから発言することとか（勝手に話したりしないこと）、議場に入るときに持ち込んではいけないものの決まりなどがあります。（当たり前のことです。）

一番大切なことは、議会の品位を重んじるということです。議会で話し合われることは住民の皆さんの生活に関わる大切なことです。真剣に話し合わなければなりません。ふざけた態度でいたり、良くない言葉を使ってはいけないということです。

## 議会に請願・陳情をされる方のために

## 【請願とは】

広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、或いはとらないよう希望し、申し出ることです。

法律的には、請願は、単に希望を述べる行為にとどまり、議会で請願が採択されたとしても、願意に沿った措置がとられるかどうかは、措置する権限を有する執行機関等が最終的にどう判断するかにかかっています。

## 【請願の形式と手続き】

請願書は、邦文で、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載の上、押印します。

そして、請願書の表紙に、紹介議員が署名又は記名押印をします。

## 【陳情とは】

国又は地方公共団体等に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為のことです。

請願が憲法第16条により国民の基本的な人権の一つとして保障されている請願権に基づくものと異なり、法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為にすぎません。

陳情書の形式は、規定した条文はありませんが、「請願書の例による」と定めているので、請願書と同様ですが、紹介議員の署名等は必要としていません。

請願、陳情はいつでも受け付けておりますが、審査に時間を要する場合があります。その他詳細については、議会事務局にお問い合わせください。（☎46-3131（内線211・212））

# 議会日誌

## 8 月

- 4日 遷移祭・畜魂祭 (畜魂碑前 議長、各議員出席)  
 6日 議員全員協議会 (議長、各議員出席)  
 議会広報編集委員会 (編集委員出席)  
 8日 第26回羊蹄山ろく連合演習  
 (京極町 議長、山下・中村議員出席)  
 18日 第1回後志広域連合議会臨時会  
 (倶知安町 議長出席)  
 21日 後志町村議会議員研修会 (泊村 議長、各議員出席)  
 22日 第4回留寿都村議会臨時会 (議長、各議員出席)  
 アイアンマン・ジャパン北海道大会ウエルカム  
 パーティ (洞爺湖町 議長出席)  
 23日 J A ようてい農業祭 (倶知安町 議長出席)  
 31日 第35回ルスツ産業まつり  
 (道の駅230ルスツ裏特設会場 議長、各議員出席)

## 9 月

- 6日 ルスツふるさとまつり  
 (役場前特設会場 議長、各議員出席)

- 7日 ルスツふるさとまつり柔道大会  
 (武道館 議長出席)  
 10日 敬老会 (公民館 議長出席)  
 12日 産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)  
 17日 議員全員協議会 (議長、各議員出席)  
 19日 議会運営委員会 (村内 各委員出席)  
 24日 第3回留寿都村議会定例会 (議長、各議員出席)

## 10 月

- 8日 総務・民生常任委員会 (村内、各委員出席)  
 I R 誘致要望書提出 (札幌市 議長出席)  
 9日 羊蹄山麓町村議会正副議長会・羊蹄山麓町村  
 長会議研修会 (倶知安町 議長出席)  
 14日 平成26年度留寿都村功労者審議委員会  
 (村内、各議員出席)  
 27日～28日  
 後志町村議会議長会議長研修会  
 (札幌市 議長出席)  
 28日 議員全員協議会 (議長、各議員出席)  
 30日 香川県土庄町議会総務建設常任委員会行政視察対応  
 (ルスツリゾート他 副議長出席)

## 統合型リゾート（I R）に係る取組の推進について

留寿都村議会は、10月8日に「統合型リゾート（I R）に係る取組の推進に関する要望書」を北海道知事に提出しました。

I Rの推進は、地域の活性化や雇用の創出など様々な経済効果が期待できることから、また、本村を拠点に事業展開している企業が誘致を強く希望し、商工会やその他複数の団体で構成する推進協議会と村がその取組を支援することに対して、議会として賛同したためです。併せて、その推進のためには、関連するインフラ整備など多岐にわたることが予想されることから、また、関係者の熱心な取組に応えるためにも、本村の産業振興の重点施策の一つに位置付け、しっかりした

体制で進めることを村に要望しました。

I R推進法案は、ギャンブル依存症や青少年への悪影響、不正な資金洗浄の温床になるなどの不安の声があるため、現在、国会で慎重な審議が進められています。（政府は十分な審議時間が確保できないことから、今国会成立を見送り、来年1月招集の通常国会での成立を目指すこととしています。）その法案が成立するためには、それらの社会リスクへの懸念が解消されることが前提となります。説得力ある包括的な対策を明示し、国民の幅広い理解を得ることが不可欠です。

留寿都村議会としても、それらの推移を見守りつつ、しかるべく判断をしたいと考えています。

## 編集後記

今年も残すところひと月余りになりました。

今年には春先の干ばつ、夏場の集中豪雨と農業にも大きな影響を与えました。

国内では大きな自然災害も発生しました。

議会開催時は毎回数名の方の傍聴があります。議員も緊張感を持ち議会に臨んでいます。第3回定例会には、留寿都小学校の5年生が傍聴に来てくれました。

議会も「議会はどうあるべきか、議会のあるべ

き姿について」議論を重ねています。

この「議会だより」を通して、皆さんと留寿都村のあり方を考えていきたいと思えます。（坂庭）

### 編集スタッフ

委員長 堤 富佐代	委員 山下 茂
副委員長 中村 裕明	委員 坂庭 進